

土木工事共通仕様書（H30.11）の改定概要

1. 基本事項

県土整備部の「土木工事共通仕様書」が平成30年4月に一部改定したことに伴い、共通仕様書を一部改定するものである。

2. 主な改定内容

(1) 工事費構成書の提示請求条件の修正

第1編 1-1-5 請負代金額内訳書及び工事費構成書

3. 受注者は、~~第1項の規定に基づき請負代金額内訳書を提出した場合には、~~請負代金額が1億円以上で、工期6ヶ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に監督職員に対し、当該工事の工事費構成書（以下「構成書」という。）の提示を求めることができる。また、発注者が提示する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目又は小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。

(2) 建設リサイクルデータ統合システム－CREIDAS－の廃止に伴う見直し

第1編 1-2-10 建設副産物

5. 土木工事共通仕様書第1編1-1-20第6項に規定する「再生資源利用計画書（実施書）」（参考様式2）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（参考様式3）は、「~~建設リサイクルデータ統合システム－CREIDAS－~~建設副産物情報交換システム－COBRIS－」により作成し、~~電子データと併せて、監督職員へ提出しなければならない行う。~~
なお、システムの操作に要する費用は、共通仮設費率分（技術管理費）に含まれている。

(3) 建設工事請負契約約款に基づく提出様式（様式第3号「請負代金額内訳書」）の改正

(4) その他、語句の追加・修正